

厚生労働省発老0311第1号  
平成31年3月11日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付については、平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成31年2月7日から適用することとされたので通知する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>別紙</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」(以下「実施要綱」という。)第2 <u>及び第3</u>により <u>都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)</u> <u>及び市町村(指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。)</u>が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、<u>都道府県及び市町村</u>に交付することにより、<u>高齢者施設等の防災・減災対策を推進</u>する施設及び設備等の整備事業(以下「施設等整備事業」という。)の実施により防災体制の強化に資することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。</p> <p><u>(1) 実施要綱第2の1の(1)による先進的市町村事業整備計画に基づき、市町村が実施する施設等整備事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業</u></p> <p><u>(2) 実施要綱第3の1の(1)による先進的都道府県事業整備計画に基づき、都道府県が実施する施設等整備事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し都道府県が補助する事業</u></p>	<p>別紙<u>1</u></p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」(以下「実施要綱」という。)第2により市町村(指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。)が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、<u>地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援</u>する施設及び設備等の整備事業(以下「施設等整備事業」という。)の<u>推進</u>の実施により防災体制の強化に資することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。</p> <p>実施要綱第2の1の(1)による先進的事業整備計画(以下「先進的事業整備計画」という。)に基づき、市町村が実施する施設等整備事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業</p>

新	旧
<p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>(1) 先進的事業支援特例交付金(既存の小規模高齢者施設等のスプリングラー設備等整備事業及び認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業に係る分)</u></p> <p>先進的<u>都道府県</u>事業整備計画<u>及び先進的市町村</u>事業整備計画(以下「<u>先進的事業整備計画</u>」という。)に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p>	<p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額<u>の合計額</u>と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額<u>の合計額</u>とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p>

新		
1 区分	2 基準額	3 対象経費
既存の小規模 <u>高齢者</u> 施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業	実施要綱の第2の3及び第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>先進的事業整備計画に基づく既存の小規模<u>高齢者</u>施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

旧		
1 区分	2 基準額	3 対象経費
既存の小規模 <u>福祉</u> 施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>先進的事業整備計画に基づく既存の小規模<u>福祉</u>施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

新			旧		
認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修等を実施する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額	<p>先進的事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修等を実施する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額	<p>先進的事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

（2）先進的事業支援特例交付金（高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業及び高齢者施設等の防犯対策・安全対策強化事業に係る分）

先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

（新規）

新

旧

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額	<p>先進的事業整備計画に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	1/2
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業	実施要綱の第2の3及び第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認め	<p>先進的事業整備計画に基づく高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗</p>	1/2

新			旧
	<u>た額</u>	<u>品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</u> 。 <u>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</u>	
<p>6 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>7 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)この交付金を受けて<u>都道府県（又は市町村）</u>が事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(5) <u>都道府県（又は市町村）</u>が、民間事業者等が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対してこの交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア (4)のイ、ウ、カ及びキに掲げる条件。  この場合において「地方厚生（支）局長」とあるのは「<u>都道府県知事（又は市町村長）</u>」と、「国庫」とあるのは「<u>都道府県（又は市町村）</u>」と、「事業」とあるのは「補助事業」と、「交付金」とあるのは「補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、<u>都道府県知事（又は市町村長）</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、<u>都道府県知事（又は市町村長）</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに<u>都道府県知事（又は市町村長）</u>に報告してその指示を</p>			<p>6 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>7 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)この交付金を受けて市町村が事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(5) 市町村が、民間事業者が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対してこの交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア (4)のイ、ウ、カ及びキに掲げる条件。  この場合において「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「事業」とあるのは「補助事業」と、「交付金」とあるのは「補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。</p> <p>エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。</p>

新	旧
<p>受けなければならない。</p> <p>オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、<u>都道府県知事（又は市町村長）</u>の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>カ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙5の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに<u>都道府県知事（又は市町村長）</u>に報告しなければならない。なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を<u>都道府県（又は市町村）</u>に返還しなければならない。</p> <p>キ～ク 略</p> <p>ケ 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、<u>都道府県（又は市町村）</u>が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>(6)(5)により付した条件（イ及びウを除く。）に基づき<u>都道府県（又は市町村）</u>の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(7)～(8) 略</p> <p>(申請手続)</p> <p>8 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。 <u>都道府県（又は市町村）</u>は、別紙1の様式による申請書を作成し、別に指示する期日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。</p> <p>9～10 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。</p>	<p>オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>カ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙5の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市町村長に報告しなければならない。なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を<u>国庫</u>に返還しなければならない。</p> <p>キ～ク 略</p> <p>ケ 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>(6)(5)により付した条件（イ及びウを除く。）に基づき市町村の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(7)～(8) 略</p> <p>(申請手続)</p> <p>8 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。 当初予算分については、市町村は、別紙1の様式による申請書を作成し、別に指示する期日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。</p> <p>9～10 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 市町村は、別紙2の様式による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起</p>

新	旧
<p data-bbox="94 119 1108 284"><u>都道府県（又は市町村）</u>は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（7の（2）により先進的事業整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。</p> <p data-bbox="94 292 1108 391">なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙4の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。</p> <p data-bbox="71 430 206 459">12～13 略</p>	<p data-bbox="1160 119 2177 252">算して1月を経過した日（7の（2）により先進的事業整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。</p> <p data-bbox="1160 260 2177 359">なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙4の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。</p> <p data-bbox="1137 399 1272 427">12～13 略</p>

新

別紙 1

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長 印  
市区町村の長

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付申請  
について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

- 1 交付申請一覧表 別紙（1）－1のとおり
- 2 平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金申請額算出内訳  
別紙（1）－2のとおり

（添付書類）

- ・ 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本

旧

別紙 1

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

指定都市の長  
中核市の長 印  
市区町村の長

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付申請  
について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

- 1 交付申請一覧表 別紙（1）－1のとおり
- 2 平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金申請額算出内訳  
別紙（1）－2のとおり

（添付書類）

- ・ 指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本





新

旧

別紙2

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事

指定都市の長  
中核市の長 印  
市区町村の長

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業実績報告  
について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度地域介護・福祉  
空間整備等施設整備交付金の事業実績については、次の関係書類を添えて報告す  
る。

記

- 1 精算額一覧表 別紙（2）-1 のとおり
- 2 平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金精算額算出内訳  
別紙（2）-2 のとおり

（添付書類）

- ・ 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙2

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

指定都市の長  
中核市の長 印  
市区町村の長

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業実績報告  
について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度地域介護・福祉  
空間整備等施設整備交付金の事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

記

- 1 精算額一覧表 別紙（2）-1 のとおり
- 2 平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金精算額算出内訳  
別紙（2）-2 のとおり

（添付書類）

- ・ 指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出決算書（見込書）抄本



平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金精算額算出内訳

施設名・事業内容	設置主体	総事業費	受益者の実支出額	交付金その他の収入額	差引額 D(A-C)	BとDを比較して少ない方の額	基準額	交付金所要額	交付金交付決定額	交付金受入済額	差引額 △不足額 J(I-G)	償還施設の有無	
岡谷地区のケアセンター整備等事業			A	B	C	D(A-C)	E	F	G	H	I	J(I-G)	
認知症ケアセンター人材育成支援事業													
合 計													

(注1) 交付金所要額は、各施設ごとの所要額を記入することとし、交付金所要額の合計額は、E欄とF欄の合計額を算出して少ない方の額を記入すること。  
 (注2) 受益者負担には、補助費負担に伴って発生施設費とする場合「有り」と記入し、受益者の負担を証明できる書類(受益者の申し込み書)を添付すること。  
 (注3) G欄については1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

(単位:円)

旧

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金精算額算出内訳

施設名・事業内容	設置主体	総事業費	受益者の実支出額	交付金その他の収入額	差引額 D(A-C)	BとDを比較して少ない方の額	基準額	交付金所要額	交付金交付決定額	交付金受入済額	差引額 △不足額 J(I-G)	償還施設の有無	
茨城県立川口病院看護職員研修センター設置等事業			A	B	C	D(A-C)	E	F	G	H	I	J(I-G)	
認知症ケアセンター人材育成支援事業													
合 計													

(単位:円)

新

(注1) 交付金所要額は、各施設ごとの所要額を記入することとし、交付金所要額の合計額は、E欄とF欄の合計額を算出して少ない方の額を記入すること。  
 (注2) 償還施設有無欄には、補助費負担に伴って発生施設費とする場合「有り」と記入し、償還施設の認定を証明できる書類(施設費の申し込み書)を添付すること。  
 (注3) G欄については1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金調書

平成 年度 厚生労働省所管

( 市町村名 )

国	市 町 村	歳 入		歳 出				備 考		
		科目	子算現額	収入済額	科目	子算現額	支出済額			
							うち交付金相当額		うち交付金相当額	
(項) 介護保険制度運営推進費	交付決定額 円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(目) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金										

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 2 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「子算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「子算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書 ( ) をもって附記すること。

旧

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金調書

平成 年度 厚生労働省所管

( 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名 )

国	市 町 村	歳 入		歳 出				備 考		
		科目	子算現額	収入済額	科目	子算現額	支出済額			
							うち交付金相当額		うち交付金相当額	
(項) 介護保険制度運営推進費	交付決定額 円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(目) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金										

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 2 「都道府県、指定都市、中核市又は市区町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「子算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「子算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書 ( ) をもって附記すること。

新

新

別紙4

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事

指定都市の長  
中核市の長 印  
市区町村の長

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の  
年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律  
第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

記

1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の年度終了実績報告書

別紙4－（1）のとおり

別紙4－（1） 略

旧

別紙4

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

指定都市の長  
中核市の長 印  
市区町村の長

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の年度終了  
実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律  
第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

記

1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の年度終了実績報告書

別紙4－（1）のとおり

別紙4－（1） 略

新

旧

別紙5

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事

指定都市の長  
中核市の長 印  
市区町村の長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省 第 号で交付決定を受けた平成  
年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕  
入れ控除税額については、下記の通り報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入  
れ控除税額（要交付金返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

（注）当該事業に係る各所管局課に提出すること。

別紙5

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

指定都市の長  
中核市の長 印  
市区町村の長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省 第 号で交付決定を受けた平成  
年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕  
入れ控除税額については、下記の通り報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入  
れ控除税額（要交付金返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握でき  
る資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

（注）当該事業に係る各所管局課に提出すること。